

○ (仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会設置要綱

平成25年4月17日告示第34号

改正

令和3年4月16日告示第52号

(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会設置要綱  
(設置)

**第1条** (仮称) 多可町生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の建設について、必要な事項を調査、検討することを目的とし、(仮称) 多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討、協議を行い、町長に提案するものとする。

- (1) 学習センターの建設基本計画に関すること。
- (2) 学習センターの建設規模に関すること。
- (3) 学習センターの建設候補地に関すること。
- (4) 学習センターの運営方針に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、学習センターにかかる諸事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公共団体等の役員及び職員
- (2) 公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、第2条に定める業務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則** (令和3年4月16日告示第52号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の公布後、初めての委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。